

特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい と称します。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県松江市に置きます。

(目的)

第3条 この法人は、障がい者、健常者のへだてない、よりよい地域社会をつくりていくために、
人にやさしいまちづくりに関する事業、情報化社会に対応する事業、障がい者の社会参画
に関する事業を進め、誰もが自立して自由に豊かに暮らせる生活環境の実現を目指します。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑥ 環境の保全を図る活動
- ⑦ 災害救援活動
- ⑧ 地域安全活動
- ⑨ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑩ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑪ 科学技術の振興を図る活動
- ⑫ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑬ 国際協力の活動
- ⑭ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑮ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 消費者の保護を図る活動
- ⑱ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行います。

- ① 障害児通所支援事業、障がい児の余暇活動を支援する事業
- ② 障がい者の就労を支援する事業

- ③ ①、②以外の障害福祉サービス事業
- ④ 障がいのある人のためのバリアフリー情報、日常生活情報の提供事業
- ⑤ ユニバーサルデザインの啓発・広報活動に関する事業
- ⑥ 公共交通の利用促進に関する事業
- ⑦ 旅行、観光に関する事業
- ⑧ まちづくり、施設計画、建築設計に関する事業
- ⑨ リサイクルを推進する事業
- ⑩ 古物営業法に基づく古物の売買事業
- ⑪ WebやSNSの構築、運用に関する事業
- ⑫ 情報機器や情報ネットワークについての啓発活動に関する事業
- ⑬ 障がいのある人を支援するための生活支援機器の広報に関する事業
- ⑭ 生涯学習や公益活動推進のための情報提供事業
- ⑮ 福祉機器や情報機器、ソフトウェアの開発事業
- ⑯ ひきこもりなど困難を抱える青少年を支援する事業
- ⑰ 高齢者の生活支援に関する事業
- ⑱ 障がい者・高齢者・若者への支援事業に従事する人材の育成事業
- ⑲ 団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を支援する事業
- ⑳ 相談支援事業
- ㉑ 地域活動支援センターの運営
- ㉒ 日中一時支援事業
- ㉓ 上記に付帯する一切の事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助・協力・後援する個人又は団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めません。

- 2 正会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込み、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知します。
- 4 賛助会員になろうとするものは、入会申込書により代表理事に申し込みます。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入します。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失させます。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができます。ただし、その会員に対し 議決の前に、弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しません。

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事 4人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とします。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任します。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事会において互選します。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができません。
- 4 役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が本人を含めて2名までとします。また、

当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えてはなりません。

(役員の職務)

第15条 代表理事は、法人を代表する権限を持ち、業務を総理します。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について法人を代表する権限を持ちません。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
- 4 理事は理事会を構成し、業務を執行します。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とします。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なければなりません。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができます。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければなりません。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け取ることができます。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定めます。

第4章 総 会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成します。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催します。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第5項第4号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の1/3以上の出席がなければ開会することができません。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決します。

(表決権等)

第27条 正会員の表決権は平等なるものとします。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 前項の場合における前2条、第28条第1項第2号及び第45条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなします。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができません。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が、署名押印または記名押印をします。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成します。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業活動報告及び決算
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) 会員の除名
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集します。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集します。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知します。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たります。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第27条までの規定を準用します。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとします。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定めます。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁します。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経て定めます。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、代表理事は予算の成立する日までは、前年度の予算に準じ収益費用を講じることができるものとします。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経ます。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会での議決を得ることとします。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第7章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置します。

2 事務局の職員は、代表理事が任免します。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定めます。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければなりません。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る事項限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解 散）

第46条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第2号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の過半数の議決を経て解散します。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければなりません。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の過半数の議決を経て選定します。

（合 併）

第48条 この法人は、総会において正会員総数の過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができます。

第9章 梯子則

（公 告）

第49条 この法人の公告は官報に掲載して行います。ただし特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表及び同法第35条第2項に規定する合併後の認証後の異議の申し出の公告についてはホームページに掲載して行います。

（委 任）

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定めます。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとします。

理事長 三輪 利春

副理事長 足立 正智

理事 青山 修一

同 落合 薫

同 庄司 健

同 曽田 暢雄

同 田中 隆一

同 日野 和久

監事 今岡 克己

同 野田 哲夫

3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。

4 この法人の設立当初の事業年（度）は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとします。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 3000円

附 則2

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成23年11月24日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成24年9月5日）から施行する。

この定款の変更は、総会の議決の日（平成25年5月28日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成25年9月10日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成28年8月19日）から施行する。

この定款の変更は、総会の議決の日（平成30年5月28日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成30年7月20日）から施行する。

この定款の変更は、総会の議決の日（令和元年5月29日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和元年7月23日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和3年1月4日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和3年7月9日）から施行する。

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和6年7月10日）から施行する。

この定款は当法人の定款に相違ありません

特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい

代表理事 田中隆一